

◎ 報告案への意見

番号	頁・行	該 当 箇 所	内 容	修 正 案 等
1	1頁～ 2頁	「これまでの経緯と現状」	主語が「市」になっているような印象を受けてしまう。委員会は市から説明を受けたわけで、委員会独自で調べた事項ではない	「以上に関して、市と福祉公社から説明を受けた。」という記述にするなどして、全体的にこの報告書における主語(主語は委員会)を明確にした方がよいのではないか
2	2頁・ 下から 4行目	「見直しの実行の妨げとなっている・・・期待する」	ここは経緯と現状を述べる章なので、こうした意見は別のところで記述した方がよい	
3	5頁・ 6行目 (7頁・ 10頁)	「障がい者」という表記	この表記は武蔵野市の共通表記か	長期計画や健康福祉総合計画など対外的な公式文書での表現は「障害者」としている。ひらがな表記は、市民の方などに柔らかく伝える場合などに資料等で用いており、市の共通表記ではない
4	5頁・ 下から 4行目	ⅡとⅢの間の接続	報告書の構成上、Ⅱの現状と課題に関する市・福祉公社からの説明をうけ、委員会では議論を重ね、Ⅲの評価と課題に至っており、その流れがつかみやすいような工夫があればよい	P5のⅢと1の間に説明を入れる。 「以上の説明を市や福祉公社から受けただけで、委員会では以下のような・・・」など
5	7頁・ 5行目	「・・・租税を投入して続けるべきではない。」	報告案に盛り込むものとしては表現がきつすぎる印象を受ける。市民が読むとき、どう受け止めるか	もう少し柔らかい表現でもかまわないのではないか
6	8頁・ 9行目	④の記載	委員会の意見交換や議事録にはない記述のため、違和感を覚える	次の「住み替え支援」の記述につなげるために記載している
7	8頁・ 14行目	「なお、・・・付記する。」	記載を削除し、少数反対意見として明記	「福祉資金貸付制度は、収入が少ない資産のみがある高齢者にとり、長期間居住してきた自宅での在宅生活を維持することができる重要な制度である。高齢者にとり長年住み慣れた自宅に居住継続をしたいとの意思は強く、自宅からの転居は精神的負担も大きく認知症の引き金となる可能性もあり、この制度の廃止は高齢者ご本人の意思尊重等の理念に反する。老人福祉法の基本的理念であるその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることとも合致する。介護保険法などにおいても在宅での生活重視の諸施策がとられている。従って、対象年齢の引き上げ、限度額の見直し等の条件の厳格化によるべきであり、廃止とすべきではない。特に、現在リーマンショック後の不動産価格の底打ち感もあり、限度額設定における不動産評価の厳格化により十分対応可能であると思われる。」
8	9頁～ 10頁	「Ⅴ 終わりに」	主語が市であるような印象を持ってしまう	